

11月11日～17日は税を考える週間です

国税庁では、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、国税庁ホームページで、さまざまな情報を提供しています。

国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp>

問合せ先

刈谷税務署

☎ 21-6211

税務署からのお知らせ

消費税軽減税率制度等説明会

消費税の軽減税率制度の概要や制度対応に係る支援制度などをテーマに事業者を対象とした説明会を開催します。

① 11月18日(月)

午前11時30分～午後0時20分

刈谷市総合文化センター

② 11月19日(火)

午前11時45分～午後0時35分

安城市文化センター

③ 11月20日(水)

午前11時45分～午後0時35分

碧南市文化会館ホール

※①②③はいずれも同じ内容です。

※申込不要ですが、会場の定員の都合により参加できない場合もあり

ます。
※公共交通機関を利用してください。
問合せ先
刈谷税務署
☎ 21-6211

善意をありがとうございました (敬称略)
ごぞいまして

市へ

山本生駒

社会福祉協議会へ

マルハン高浜店、永柳和枝、

平成三十一年高浜午未会、

マリオン高浜店

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日～12月31日に納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務づけられています。

このため、平成31年1月1日～令和元年9月30日に国民年金保険料を納付した方には、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が日本年金機構から11月上旬に送付されます。年末調整や確定申告を行うときに必要となるため、大切に保管してください。

また、令和元年10月1日～12月31日に今年初めて国民年金保険料を納付した方には、来年の2月上旬に送付されます。

なお、家族の国民年金保険料を納付したときも本人の社会保険料控除に加えることができる場合がありますので、申告の際に確認してください。

問合せ先 ねんきん加入者ダイヤル

☎0570-003-004

(一般固定電話の場合のみ市内通話料金)

※050から始まる電話の場合は☎03-6630-2525へ連絡してください。

児童手当

**受給者の方へ
児童扶養手当を振り込みます**

児童扶養手当を11月11日(月)に指定された口座に振り込みます。記帳などで確認し、振り込みがない場合は、連絡してください。また、次回からの振込先を変更したい方は、印鑑を持参し、地域福祉グループで手続きをしてください。

問合せ先

いきいき地域福祉グループ

☎ 52-9871

募集

**ひとり親家庭の母など
就業支援講習会参加者募集**

ひとり親家庭の母などが就職に結びつく可能性の高い技能・資格を習得するための講習会です。

講習会内容

パソコンお仕事応用、調剤薬局事務、福祉用具相談員

※日程、講習内容については募集要領で確認してください。

定員 各20人

※募集定員を超えた場合は抽選

受講料 無料

※教材費・交通費は自己負担

募集期間 11月1日(金)～22日(金)

申込方法 いきいき広場に備え付けである受講申込書で申込み。

問合せ先 いきいき地域福祉グループ

母子・父子自立支援員

☎ 52-9871

**支え合い・お手伝いサポーター
養成研修参加者募集**

高齢の方が住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、ちょっとしたお手伝いを提供するサービス